

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 4 月 11 日

千葉地方法務局 登記官 青木 恒一

記

1 手続番号

第 0400-2022-0070 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

千葉市緑区椎名崎町谷津 98 番